## ヨーロッパ人権裁判所による

# 「公正な満足」としての宣言的判決の付与(二)

#### 倉 由美子

第五節 第一節 第一期の判例 (一九七二年——一九八一年) 六条三項e違反)が認定された事件 が認定された事件 八条違反)が認定された事件 一項違反)が認定された事件 身体の自由及び安全に対する権利の侵害(第五条 合理的な期間内に裁判を受ける被疑者の権利の侵 公正な裁判を受ける権利の侵害(第六条一項違反) 私生活及び家族生活が尊重される権利の侵害 裁判において無料で通訳を受ける権利の侵害 (第五条三項違反) が認定された事件 (以上、『筑波法政』三〇号) 6、Luberti 対イタリア事件 4 1、 X対イギリス事件 違反)が認定された事件

第一節 身体の自由及び安全に対する権利の侵害 第二期の判例(一九八二年——九九一年) (第五条

2、Van Droogenbroeck 対ベルギー事件

3、de Jong, Baljet and van den Brink 対オランダ事

van der Sluijs, Zuiderveld and Klappe 対オランダ

5、Duinhof and Duijf 対オランダ事件 (以上、本号)

日まで) 第三期の判例(一九九二年——九九八年一〇月三一

3

七一年に仮釈放された。その後、一九七四年四月にXが錯乱

## 第二章 第二期の判例 (一九八二年―一九九一年)

リットがあると考えられるためである。 リットがあると考えられるためである。 リットがあると考えられるためである。 リットがあると考えられるためである。 リットがあると考えられるためである。 リットがあると考えられるためである。 リットがあると考えられるためである。 リットがあると考えられるためである。

## 違反)が認定された事件 第一節 身体の自由及び安全に対する権利の侵害(第五条

1、 X対イギリス事件

(条約違反の認定のみで十分であるとされた事例)

①事件の概要

法)に基づきB精神病院への強制入院を命じられたが、一九者の拘禁について規律する一九五九年法(以下、一九五九年害罪で有罪判決を受け、刑事事件を起こす虞のある精神病患イギリス国民Xは精神病患者である。Xは一九六八年に傷

定された場合には公正な満足として金銭賠償と法改正(一九

統がとられたが、結局、この請求は却下された。自己の代理人として人身保護令状を請求するよう指示し、手後B病院に再入院させられた。Xはただちに、弁護士に対したま上の手続がとられ、Xは警察により一日間拘禁された状態にあり危険であるとのXの妻からの連絡に基づき一九五状態にあり危険であるとのXの妻からの連絡に基づき一九五

存在する(全員一致)。第五〇条に関しては、条約違反が認定されている権利を保障していないので、第五条四項違反が表判所に付託され、同裁判所は一九八一年一月五日、次の表望により、また一般的利益の問題が提起されていたため、あると申し立てた。一九七九年に又は死亡したが、Xの遺族あると申し立てた。一九七九年に又は死亡したが、Xの遺族あると申し立てた。一九七九年に又は死亡したが、Xの遺族があると申し立てた。その後、本件は人権委員会によって人権と受けた。このような本件の事情においては、Xが提起したと受けた。このような本件の事情においては、Xが提起したと受けた。このような本件の事情においては、Xが提起したと受けた。このような本件の事情においては、Xが提起したと受けた。このような本件の事情においては、Xが提起したと受けた。このような本件の事情においては、Xが提起したと受けた。このような本件の事情においては、条約違反が認定されている権利を保障していないので、第五条四項違反が記述に告げられなかったこと、②警察による拘禁の理由をに対して、①再入と解析と保障していないので、第五条四項違反が認定されている権利を保障していないので、第五条四項違反が認定されている権利を保障していないので、第五条四項違反が認定されている権利を保障していないので、第五条四項違反が認定している。

題は決定段階にないので留保する(全員一致)。から示されていたが、政府側は態度を保留したため、当該問五九年法の改正)を求めるつもりであるとの意思が申立人側

## ②第五〇条に関する裁判所の判断

下した。
─九八二年一○月一八日、人権裁判所は次のような判決を

Xの代理人による第五○条に関する主張は「申立人の財産

and its beneficiaries)」なされており、「故人に帰属する公とその受益者のために(on behalf of the applicant's estate

sonal nature)のものであるから、Xの遺族には関係がない。 Example 2 のものであるから、Xの遺族には関係がない。 Bis 精神的苦痛はまったく一身専属的な性質(a purely personal nature)のものであるから、Xの遺族は、自らの権利が侵害されたとは主張しておらず、Xの遺族は、自らの権利が侵害されたとは主張しておらず、Xの遺族は、自らの権利が侵害されたとは主張しておらず、Xの遺族は、自らの権利が侵害されたとは主張しておらず、Xの遺族は、自らの権利が侵害されたとは主張しておらず、Xの遺族は、自らの権利が侵害されたとは主張しておらず、Xの遺族は、自らの権利が侵害されたとは主張しておらず、Xの遺族は、自らの権利が侵害されたとは主張しておらず、Xの遺族は、国界関係が存在しない。仮にXが当該苦痛を被っていたとしても、本件にはXの死亡という特別の事情があり、いたとしても、本件にはXの死亡という特別の事情があり、いたとしても、本件にはXの死亡という特別の事情があり、いたとしても、本件にはXの死亡という特別の事情があり、Aの遺族には関係がない。

③考察

まず本件は、本案判決において条約違反を認定された原因となった法律の改正が進行中であることが公正な満足の判断となった法律の改正が表と言える。すなわち、申立人側は当該法階襲したものであると言える。すなわち、申立人側は当該法階襲したものであると言える。すなわち、申立人側は当該法階での改正を人権裁判所が命じること自体を「公正な満足の判断となった法律の改正が進行中であることが公正な満足の判断となった法律の改正が進行中であることが公正な満足の判断となった法律の改正が進行中であることが公正な満足の判断となった法律の改正を持定とったものと解せられる。

3

口

また、Xがストラスブール手続の係属中に死亡したという

された。

された。

された。

された。

された。

#### (金銭賠償が付与された事例) 2、Van Droogenbroeck 対ベルギー事件

#### ①事件の概要

本件申立人であるベルギー国民 Van Droogenbroeck (以本件申立人であるベルギー国民 Van Droogenbroeck (以下、VD) は、一九七〇年七月二九日にブリュージュ刑事裁下、VD) は、一九七〇年代登師保護法(以下、社会的保護法)に基づき、VDを一〇年し、再犯者の処遇に関して規律する一九六四年七月一日の社と(一九六八年に強盗罪で有罪判決を下されている)に留意と(一九六八年に強盗罪で有罪判決を下されている)に留意と(一九七〇年一〇月二〇日、原審判決及び命令を支持した。VDは、この控訴審判決を不服として破棄院に上訴したが、一九七〇年一〇月二〇日、原審判決及び命令を支持した。VDは、この控訴審判決を不服として破棄院に上訴したが、一日は、この控訴審判決を不服として破棄院に上訴したが、一日は、この控訴審判決を不服として破棄院に上訴したが、一日は、この控訴審判決を不服として破棄院に上訴したが、一日は、この控訴審判決を不服として破棄院に上訴したが、一日は、この控訴審判決を不服として破棄院に上訴したが、一日は、この控訴審判決を不服として破棄院に上訴したが、一日は、この控訴審判決を不服として破棄院に上訴したが、一日に対している。

基づき、矯正プログラムに従って職業訓練を受けていたが、「拘禁刑を一九七二年六月に終えたVDは、監督処分命令に

められ、一九八〇年三月一八日にVDは釈放された。 立を提起し、審査の結果、政府の監督処分から外すことが認 護法第二六節に基づきゲント控訴院検事長に釈放を求める申 に収監された。その後、一九七九年九月に、VDは社会的保 Dは窃盗のかどで逮捕され、一二月二一日に再犯者収容施設 で釈放されたが、その直後にVDは失踪した。同年九月、V く司法大臣の決定により、VDは同年六月一日に、条件付き た。結局、一九七七年五月の再犯者処遇委員会の審査に基づ が、却下された。その後、破棄院にも上訴したが、退けられ てVDは、一九七六年五月、ゲント控訴院に申立を提起した が、同委員会はVDの釈放を認めなかった。これを不服とし し、前の九月の司法大臣決定に基づく処分の再審査を求めた 月にVDは、再犯者処遇委員会(Recidivists Board)に対 この決定を聞き、VDは再び失踪したが、一九七六年一月二 VDの再犯の虞を理由に、拘禁手続をとることを決定した。 れていた。このような事情から、司法大臣は一九七五年九月 失踪を繰り返し、その度に窃盗等のかどで警察により逮捕さ 一日に警察に出頭し、そのまま拘禁された。その後、 同年二

不可能とされた。VDは一九七七年四月に再度、人権委員会てたが、これは国内的救済手段を尽くしていないとして受理制労働の禁止)、第五条一項、第五条四項等の違反を申し立VDは、一九七四年に人権委員会に対し、条約第四条(強

いい、ようことには「Table、Control Not Table、Control Not Table Control Not

VDの申立に基づき、人権裁判所が考慮の対象とする拘禁法廷)は一九八二年六月二四日、次のような判決を下した。

は、一九七六年一月二一日から一九七七年六月一日までの拘

は裁判所の判決と不可分であり、本件におけるVDの自由の法大臣決定であるが、社会的保護法の規定によれば当該決定での拘禁であり、これら二つの拘禁の根拠は、直接的には司禁と、一九七七年一二月二一日から一九八○年三月一八日ま

には、ベルギーの裁判所がVDの申立に基づき、右二つの拘員一致)。本件において条約第五条四項の要件を満たすためは十分な連関があるので、第五条一項違反は存在しない(全

剥奪とゲント控訴院の一九七〇年一〇月二〇日判決との間に

者処遇委員会」は第五条四項に規定するところの「裁判所」迅速に決定しうる手続の存在が必要であった。まず、「再犯禁が合法的であるという理由がなお存在するか否かについて

(juge des référes) への申立提起など)、それらの手続はい拳げたが (ゲント控訴院への釈放請求や、急速審理裁判官

拘禁期間の短縮や拘禁の暫定的停止といった効果し

拘禁の合法性そのものを審査す

か導き出せないものであり、

 $\exists$ 

10

に該当しない。政府側は、

VDが利用し得た手続をいくつか

なっており(社会的保護法第二六節)、迅速な手続とはいえは五年)を経過しないと再度提起することができないことに放請求は、いったん提起すると、その後三年(場合によってがあるとは言えない。さらに、とりわけゲント控訴院への釈があるとは言えない。また、これらはベルギー国内において確ることはできない。また、これらはベルギー国内において確

該問題は決定段階にないので留保し、本件を小法廷に差し戻と述べていたが、政府側は見解を示していなかったため、当条に関して、条約違反が認定されれば公正な満足を請求する人権裁判所における審理において、VDの代理人は第五○

ない。したがって、第五条四項違反が存在する(全員一致)。

な判決を下した。 一九八三年四月二五日、人権裁判所(小法廷)は次のよう②第五○条に関する裁判所の判断

すことを決定する。

拘禁の合法性を問うための手続をとる権利の欠如に起因する五条一項に違反しておらず、認定された第五条四項違反は、賠償を請求した。しかし、本案判決に関係する拘禁期間は第害に対する賠償として一日あたり六千ベルギーフランの金銭主張する期間を一八九九日間と算出し、物質的及び精神的損と取りは、第五条四項に違反する状況下で拘禁されていたと

ものではない。当該権利を有していればVDがもっと早く釈

却下された。) 却下された。)

#### (1) 李 多

が大法廷によって与えられている点である。小法廷から大法が大法廷によって与えられている点である。小法廷から大法においては精神的損害のVDへの帰属は明確なのであろうが、それだけで金銭賠償の付与に至る十分な理由と言えるの件においては精神的損害のVDへの帰属は明確なのであろうが、それだけで金銭賠償の付与に至る十分な理由と言えるの件においては精神的損害のVDへの帰属は明確なのであろうが、それだけで金銭賠償の付与に至る十分な理由と言えるの件においては精神的損害のVDへの帰属は明確なのであろうが、それだけで金銭賠償の付与に至る十分な理由と言えるの件においては精神的損害に対する金銭賠償が与えられた。本件においては精神的損害に対する金銭賠償が与えられた。

あろう。

償の付与という決定に有利に働いたと推測することも可能で の判断が、第五〇条判決における精神的損害に対する金銭賠 含まれることを明確にしたと言えよう。本案判決におけるこ **効的かつ迅速になされなければならないこと)が保障範囲に** 者に付与されていること、及び、そのような権利の行使は実 reasonable interval) 裁判所の審理を求める権利が、 案判決は、それまで保障されているか否か明らかにされてい 明確にするよう、人権裁判所は求められていた。そして、本 法性がなお存在しているか否かについて、合理的な間隔で(at を再犯の虞があることを理由に拘禁する場合、当該拘禁の合 なかった部分(すなわち、有罪判決に基づく刑期を終えた者 第五条四項の保障範囲に関する問題が提起されていたことが する重大な問題が発生する場合等であるが、本件においては 廷に管轄権が移譲されるのは、おもに条約の解釈や先例に関 いる、拘禁の合法性の審査を求める手続をとる権利の範囲を 大法廷での審理に導いた。つまり、第五条四項に規定されて

(金銭賠償が付与された事例) 3、de Jong, Baljet and van den Brink 対オランダ事件

本件はオランダの条約違反を訴える、①事件の概要

人権委員会への三つ

に付託され、同裁判所は一九八四年五月二二日に判決を下し 中立に端を発する。本件は人権委員会によって人権裁判所

隊運営における緊急性(de Jong と Baljet が属していた部 事件が送致された日に釈放された。本件の事情、とりわけ軍 Court) に送致された。de Jong と Baljet は、軍法裁判所に Brink が六日間身柄を拘束された後、軍法裁判所(Military おいては、de Jongが七日間、Baljetが一一日間、van den ている手続的保障を与えていないと判断した。結局、本件に 命じる権限を有していないため、第五条三項により求められ 張した。しかし人権裁判所はこれを退け、軍傍聴官は釈放を することが法律によって認められている官憲」にあたると主 の軍傍聴官が条約第五条三項にいうところの「司法権を行使 違反の容疑で逮捕された。各人は逮捕後、軍紀に規定されて に従うことを拒否したため、軍事刑法(Military Penal Code) van den Brink の場合は当該信念に基づかず単に、軍の命令 いる手続に基づいて、身柄を拘束されている間に、軍傍聴官 Baljetは良心的兵役拒否者としての自己の信念に基づき、 はそれぞれオランダ空軍の兵役に徴集された後、de Jong と (auditeur-militair) により意見聴取された。政府側は、こ 本件申立人である三名 (de Jong, Baljet, van den Brink)

> する(全員一致)。 で六日が経過しており、これは第五条三項により規定されて の場合には、彼が逮捕されてから軍法裁判所に送致されるま り求められている「迅速さ」と合致しない。 と)に考慮を払うとしても、当該拘禁期間は第五条三項によ されることになっており部隊の規律強化が求められていたこ いる限度を超えている。 したがって、第五条三項違反が存在 van den Brink

Jong が七日、Baljet が一一日、van den Brink が六日であ する(全員一致)。 する権利を奪ったに等しい。よって、第五条四項違反が存在 合法性の「迅速な」審査を得るために裁判所への訴えを提起 していることは、本件における各申立人から、自らの拘禁の ていなかった。このような期間、裁判所へのアクセスが欠如 たから、この申立を提起することができず、救済手段を有し い。本件において、軍法裁判所への送致前の拘禁期間は、de きないため、被拘禁者は「迅速な」決定を得ることができな 申立は、逮捕後二週間経ってからでないと提起することがで を定めるよう申し立てることである。しかし実際には、当該 の可否又は拘禁の終了のいずれかの決定を指揮官が行う期限 同条によれば、当該救済手段は、軍法裁判所に対して、送致 利用できる救済手段は、軍事刑法第三四条に規定されており 政府側の主張によると、軍法裁判所への送致前の拘禁中に

隊は近々、国連平和維持活動への参加のためレバノンに派遣

∄

1 П

## ②第五〇条に関する裁判所の判断

ないとの立場を示した。 に関しては、有罪判決で確定した拘禁刑の刑期から「違法な jetの請求に応じるとの意思を示していたが、 van den Brink に鑑みて、各申立人に対して、 る。このような事情と、中立人の請求金額が適度であること ても)償われきれないほどの精神的損害を被っていたと言え によっては (van den Brink に関しては、刑期への算入によっ 項上の保障を与えられていなかったために、条約違反の認定 会を喪失していた。よって、申立人は第五条三項及び同条四 とも、自らの拘禁について「迅速な」司法的統制を加える機 たであろうとは言えない。しかし少なくとも、申立人は三人 項違反が存在しなかったならば、申立人がより早く釈放され 決の中で、次のように判示した。条約第五条三項及び同条四 拘禁」期間が差し引かれているので金銭賠償を与える必要は 足として請求していた。オランダ政府側は、de Jong と Bal-と判断する拘禁一日あたり百ギルダーの金銭賠償を公正な満 な満足として付与する(全員一致)。 三人の申立人はそれぞれ、人権裁判所が第五条違反である 人権裁判所は、本案判決と同一の判 それぞれ三百ギルダーを公正

#### しま、変力

た。しかし、判決の文言上、どの程度の精神的損害だったか、本件においては、精神的損害に対して金銭賠償が与えられ

Raljet についてそれほど詳しくは述べられていない。de Jong と Baljet については「条約違反の認定によっては償われきれないほどの」精神的損害を、van den Brink に関しては「刑ないほどの」精神的損害を、van den Brink に関しては「刑ないほどの」精神的損害を、van den Brink に関しては「刑とつ会銭賠償が与えられた Ringeisen 事件や Artico 事件にして金銭賠償が与えられた Ringeisen 事件や Artico 事件における精神的損害に関する具体的な記述と、対照的である。おける精神的損害に関する具体的な記述と、対照的である。おける精神的損害に関する具体的な記述と、対照的である。おける精神的損害に関する具体的な記述と、対照的である。おける精神的損害を関への算したの質があり、彼にとって「辛いものであった」と人権裁判にであり、彼にとって「辛いものであった」と人権裁判には「孤独、混乱、無視という苦悩」を被った、と述べられていない。de Jong とについてそれほど詳しくは述べられていない。de Jong とについてそれほど詳しくは述べられていない。de Jong とれている。

である。この請求額のいわば「控えめな」態度も、金銭賠償する拘禁一日あたり百オランダ・ギルダーであり、ごく低額側の請求額の低さである。すなわち、三人の申立人がそれぞ要因は他にあるのか。これに関して想起されるのが、申立人要因は他にあるのか。では、本件において金銭賠償に導いたか述べられていない。では、本件において金銭賠償に導いたった精神的損害はどのようなものなのか、非常に漠然としてある。この請求額のいわば「控えめな」態度も、金銭賠償に導いたが述べられていない。では、本件において申立人がこうした具体的記述と比べると、本件において申立人が

van der Sluijs, Zuiderveld and Klappe 対オランダ事件 金銭賠償が付与された事例

①事件の概要

項により求められている手続的保障が与えられていない。 否したため、軍事刑法違反の容疑で逮捕され、その後の手続 た。本件は、de Jong, Baljet and van den Brink 対オラン 法律によって認められている官憲」にあたらないため、同条 聴官及び担当士官により意見を聴取されたが、これらの官職 が条約第五条三項に違反することが認定された事例である。 心的兵役拒否者としての自己の信念に基づき、軍の命令を拒 の本件申立人(van der Sluijs, Zuiderveld, Klappe)は、良 ダ事件と被告国が同じであり、口頭弁論手続が同時に行わ の申立に端を発する。本件は人権委員会によって人権裁判所 件においては、逮捕後、van der Sluijs は五日後、Zuiderveld は条約第五条三項にいうところの「司法権を行使することが 類似の事案である。すなわち、オランダ軍に徴集された三名 に送致され、同裁判所は一九八四年五月二二日に判決を下し 各申立人は逮捕後、軍事刑法の定めるところに従い、軍傍 本件はオランダの条約違反を訴える、人権委員会への三つ 判決も同一の日に出されていることからもわかるように、 本

> るが、単なる送致それ自体は、第五条三項により定められて ②第五〇条に関する裁判所の判断 以上から、同条項の違反が存在するといえる(全員一致)。 五条三項に規定されている「迅速さ」の限度を超えており、 ような期間は、軍隊の規律維持という緊急性に鑑みても、第 ては逮捕から一二日後、Zuiderveld については逮捕から一 が各申立人から意見を聴取したのは、van der Sluijs につい いる手続的保障を与えていることにはならない。軍法裁判所 は三日後、 一日後、Klappe については逮捕から一四日後であり、この Klappe は二日後に、軍法裁判所に送致されてい

付与するとした(全員一致)。 申立人に対して、それぞれ三百ギルダーを公正な満足として おける第五〇条に関する判示と同様のことを述べた上で、 de Jong, Baljet and van den Brink 対オランダ事件判決に 場を示した。人権裁判所は、本案判決と同一の判決において 府側は、Zuiderveld と Klappe に関しては、有罪判決で確定 裁判所の判断に委ねる、との見解を示していた。オランダ政 銭賠償は優先的な問題ではないので、賠償額については人権 様々の精神的損害を被ったので金銭賠償を望んでいるが、金 が差し引かれているので金銭賠償を与える必要はないとの立 した拘禁刑の刑期から再拘束(custody on remand) 三人の申立人の代理人は、申立人が条約違反の帰結として の期間

Ξ

]

・ロッパ人権裁判所による「公正な満足」としての宣言的判決の付与

九二

### 筑波法政第三十一号 (二〇〇一)

#### (3)考察

必要であると判断された点が注目される。 Jong, Baljet and van den Brink 対オランダ事件の公正な満 に関する判断と同一の判断が下されている。また、第五条 に関する判断と同一の判断が下されている。また、第五条 に関する判断と同一の判断が下されている。また、第五条 の要件を満たしていないとされ、実 が関する判断と同一の判断が下されている。また、第五条 に関する判断と同一の判断が下されている。また、第五条 に関する判断と同一の判断が下されている。

#### (金銭賠償が付与された事例) 5、Duinhof and Duijf 対オランダ事件

#### ①事件の概要

ることにはならない。軍法裁判所が各申立人から意見を聴取自体は、第五条三項に定められている手続的保障を与えていは三日後に軍法裁判所に送致されているが、単なる送致それランダ事件と類似している。逮捕後、Duinhof は五日後、Duijf 本件は特に、van der Sluijs, Zuiderveld and Klappe 対オ本件は特に、van der Sluijs, Zuiderveld and Klappe 対オ

反が存在するといえる(全員一致)。いる「迅速さ」の限度を超えており、以上から、同条項の違規律維持という緊急性に鑑みても、第五条三項に規定されていては逮捕から一二日後であり、このような期間は、軍隊のしたのは、Duinhof については逮捕から八日後、Dujf につしたのは、

## ②第五〇条に関する裁判所の判断

中立人の代理人は、口頭弁論において、中立人の公正な満中立人の代理人は、口頭弁論において、中立人の公正な満足として付与人に対して、それぞれ三百ギルダーを公正な満足として付与人に対して、それぞれ三百ギルダーを公正な満足として(全員一致)。。

#### ③考察

Baljet and van den Brink 対オランダ事件、van der Sluijs,以上から明らかなように、これら三つの事件(de Jong,

### 6、Luberti 対イタリア事件

条約違反の認定がもたらす効果と言える。

(条約違反の認定のみで十分であるとされた事例)

)再件 Ø 柑 瑒

は精神的無能力を理由として無罪を言い渡され、同時に精神院はこれを認めたため、一九七九年一一月一六日に Luberti に、ローマ重罪控訴院に控訴した。これを受け、ローマ重罪控訴院に控訴した。これを受け、ローマ重罪で、ローマ重罪控訴院に控訴した。これを受け、ローマ重罪で、ローマ重罪控訴院に控訴した。これを受け、ローマ重罪で、ローマ重罪を訴院に控訴した。これを受け、ローマ重罪で、ローマ重罪を訴院により殺人のかどで有罪判決を下された。その後、重罪院により殺人のかどで有罪判決を下された。その後、重罪院により殺人のかどで有罪判決を下された。その後、重罪院により殺人のかどで有罪判決を下された。

一九八一年六月一五日に Luberti は退院できた。 一九八一年六月一五日に Luberti は退院できた。 一九八一年六月一五日にローマ監督部における手続の結果 立は認められなかったが、ナポリ監督部に、一九八〇年八月一 九七九年一一月一九日にローマ監督部に、一九八〇年八月一 大日にローマ重罪院に、また同じ日にナポリ監督部にそれぞ 大日にローマ重罪院に、また同じ日にナポリ監督部にそれぞ 大日にローマ重罪院に、また同じ日にナポリ監督部にそれぞ 大日にローマ監督部に、一九八〇年八月一 大日にローマ監督部に、一九八〇年八月一 大日にローマ監督部に、一九八〇年八月一 大日にローマ重罪院に、また同じ日にナポリ監督部にそれぞ 大日にローマ重罪院に、また同じ日にナポリ監督部における手続の結果。 「本のにより、」

 $\exists$ 

100

ッパ

## ②第五〇条に関する裁判所の判断

Luberti は、物質的及び精神的損害に対する賠償として!

千万リラを請求し、ローマ監督部及びローマ控訴院において 大。イタリア政府と人権委員会はそれぞれの見解を表明して 条約違反を認定した判決と同一の判決の中で、次のような判 無の対奪から生じた損失は考慮されえない。第五条四項違反に の剥奪から生じた損失は考慮されえない。第五条四項違反に の別奪から生じた損失は考慮されえない。第五条四項違反に の別奪から生じた損失は考慮されえない。第五条四項違反に の別奪から生じた損失は考慮されえない。第五条四項違反に でいては、当該違反がなかったならば Luberti がより早期に の別では、当該違反がなかったならば Luberti がより早期に のいては、当該違反がなかったならば Luberti がより早期に のいては、当該違反がなかったならば Luberti がより早期に でかなければならない。 されなければならない。。

一方、Luberti が手続の遅延のために精神的損害を幾分 上uberti 自身が同時に三つの裁判所に申立を提起したこと、 上uberti 自身が同時に三つの裁判所に申立を提起したことに起因及び一九八○年八月二二日から翌年三月一七日まで彼自身が したびったため手続が中断せざるを得なかったことに起因及び一九八○年八月二二日から翌年三月一七日まで彼自身が したがって、第五条四項違反の認 ところが大きいので、手続の遅延は、相当程度、彼自身が である。したがって、第五条四項違反の認 であるところが大きいので、手続の遅延は、相当程度、彼自身が である。したがって、第五条四項違反の認 である。したがし、この手続の遅延は、

子を付して、百万リラを公正な満足として付与する。生している諸要件を満たしているので、適切と考えられる利的の点でも、金額の合理性の点でも、本裁判所の先例から発訴訟費用に関しては、問題となった手続に要した費用の目

③考察

本件においては、第五条四項違反と認定された裁判手続の本件においては、第五条四項違反と認定された。したがって、本件は、申立人の責に帰すべきお慮に入れた。したがって、本件は、申立人の責に帰すべきれることを、人権裁判所は第五〇条に関する判断を下す際に遅延をもたらした原因の一つが、申立人自身の行動に求めら遅延をもたらした原因の一つが、申立人自身の行動に求めら

(以下、続く)

- ĵ 波法政』三〇号、一九八頁。 判例の時期区分については、本稿、「はじめに」を参照。(『筑
- 数での表示がなされているので、それに従う。また事件名の表記 に関しては、データベース上、「申立人氏名」対「被告国名」と 方法については、データベース上も公式判例集(Series A)の号 第二期以降の判例の検索にあたっては、人権裁判所の公式ホー いう形式がとられているので、それに従う。 ムページ上に公開されている判例データベース (HUDOC) (http://www.echr.coe.int/Hudoc.htm) を用いた。判決の引用
- November 1981, Series A, no. 46, paras. 20-30 Case of X v. the United Kingdom (Merits), judgment of 5
- (4) Ibid., para. 8.
- 5 Ibid., para. 32
- 6 Ibid., paras. 42-46 and item 1 of operative provisions
- 7 Ibid., paras. 48-59 and item 2 of operative provisions
- 8 Ibid., para. 67 and item 4 of operative provisions.
- 9 18 October 1982, Series A, no. 55, para. 12 Case of X v. the United Kin)gdom (Article 50), judgment of
- 10 *Ibid.*, paras. 16-19 and item 3 of operative provisions
- $\widehat{\Pi}$ Ibid., paras. 14-15
- $\widehat{12}$ Ibid., paras. 25-26 and item 1 of operative provisions
- *Ibid.*, paras. 20-24 and item 2 of operative provisions
- Ibid., para. 15

of 24 June 1982, Series A, no. 50, para. 9.

Case of Van Droogenbroeck v. Belgium (Merits), judgment

- 16 Ibid., paras. 10-18
- 17 Ibid., paras. 30-31
- 18 Ibid., paras. 33-42 and item 1 of operative provisions
- $\widehat{19}$ Ibid., paras. 49-56 and item 2 of operative provisions
- 20 Ibid., paras. 61-62 and item 4 of operative provisions
- ment of 25 April 1983, Series A, no. 63, paras. 10-13 and item Case of Van Droogenbroeck v. Belgium (Article 50), judg-
- 1 of operative provisions. *Ibid.*, paras. 14-16 and item 2 of operative provisions
- 00頁。) 本稿、「はじめに」、注(11)を参照。(『筑波法政』三〇号、二
- (ই) Case of Van Droogenbroeck v. Belgium (Merits), op. cit., paras. 2 and 7.
- (25) この権利が強制入院をさせられている精神障害者に付与されて of X v. the United Kingdom (Merits), op. cit., para. 52.) 气 岩蕊 言えるのではないか。 られるということを明らかにした点に、本判決の新規性があると 権利が、再犯の虞のあることを理由に拘禁されている者にも認め いることは、前のX対イギリス事件で明らかにされていたが(Case
- れていなければならず、それを規定しているのが第五条一項ョだ ら、当該拘禁のそもそもの合法性が先立って(いったん)確立さ 項の「拘禁の合法性の審査を求める権利」の前提には、当然なが また、この点は第五条一項aの解釈とも関係がある。第五条四

ヨーロッパ人権裁判所による「公正な満足」としての宣言的判決の付与(二)(米倉)

からである。そして、第五条一項aの解釈において、有罪判決のからである。そして、第五条一項aが適用されるためには、行政決定と当初の有罪判決との間に「十分な連関(sufficient connection)」がなくてはならない、と「十分な連関(sufficient connection)」がなくてはならない、という解釈を打ち立てたのが、このVD対ベルギー事件判決であるとされる。D. J. Harris, M, O'Boyle and C. Warbrick, Law of the European Convention on Human Rights (1995), p. 108; J. de Meyer, Article 5 % 1, in L. - E. Petit, E. Decaux et P. - H. Imbert (eds.), La Convention Européenne des Droits de l'Homme: Commentaire article par article (1995), p. 192.

- (26) この「裁判所に拘禁の合法性の審査を求める権利」が、条約第五条四項の求めている「利用可能性と実効性」を備えうるには、被拘禁者自身又はその弁護士が当該権利を実際に利用できるほどに「確実な」ものでなければならない。Case of Van Droogenbro-eck v. Belgium (Merits), op. cit., para. 54. しかし、本判決で示されたこの要件は、それほど厳格なものではないとする見方もある。D. J. Harris, M. O'Boyle and C. Warbrick, op. cit., p. 155. (Harris らは、E v. Norway, judgment of 29 August 1990, Series A, no. 50, para. 60. を「少なくとも」その一つの証左として挙げている。)
- No Case of de Jong, Baljet and van den Brink v. the Nether lands, judgment of 22 May 1984, Series A, no. 77, paras. 1-2.
- (≈) Ibid., paras. 46-50
- (전) Ibid., paras. 22-23.
- (S) Ibid., paras. 52-53 and item 5 of operative provisions.

- (3) 本件において軍事裁判所が第五条四項にいうところの「裁判所」
- *Ibid.*, paras. 58-59 and item 5 of operative provisions
- (ℜ) Ibid., para. 64

 $\widehat{32}$ 

- (云) Ibid., para. 65 and item 8 of operative provisions
- 3) Ringeisen case (Article 50), judgment of 22 June 1972, Series A, no. 15, para. 26. 本稿、第一章、第一節、Ⅰ、を参照。(『気波法政』三〇号、□〇三頁。)
- (36) Artico case, judgment of 13 May 1980, Series A. no. 37, paras. 45-48. 本稿、第一章、第三節、5、を参照。(『気波法政』三〇号、二一五頁。)
- (37) Engel and others 事件において、Engel についての第五条一項(37) Engel and others 事件においても象徴的賠償金が与えられたと捉えとに鑑みると、本件においても象徴的賠償金が与えられたと捉えることも可能かもしれない。Case of Engel and others (Article 50), judgment of 23 November 1976, Series A, no. 22, para. 10.本稿、第一章、第二節、1、を参照。(『筑波法政』三〇号、二〇七頁。)
- (3) Case of van der Sluijs, Zuiderveld and Klappe v. the Netherlands, judgment of 22 May 1984, Series A, no. 78, paras. 1-2.
- 第二一条六項に基づく。 第二一条六項に基づく。
- $(\stackrel{ ext{(4)}}{=})$  *Ibid.*, paras. 40–45 and 47–48
- 4) Ibid., para. 46.

- Ibid., paras. 49-50 and item 3 of operative provisions

Ibid., para. 51.

lands, op. cit., para. 65. Case of van der Sluijs, Zuiderveld and Klappe v. the Neth-Case of de Jong, Baljet and van den Brink v. the Nether-

<u>4</u>5

47 22 May 1984, Series A, no. 79, para. 36. *Ibid.*, para. 41 and item 1 of operative provisions Case of Duinhof and Duijf v. the Netherlands, judgment of

erlands, op. cit., para. 52 and item 4 of operative provisions

- $\widehat{48}$ Ibid., para. 44.
- lands, op. cit., para. 65 Case of de Jong, Baljet and van den Brink v. the Nether-
- Case of Duinhof and Duijf v. the Netherlands, op. cit., para
- 45 and item 2 of operative provisions.
- 52 条)。被告国の判決遵守義務に基づく国内法規や運用の改正と、 上定められている(旧条約第五三条及び第五四条、現条約第四六 (85) 11 of 31 May 1985 及びその監視の任務にあたるのが閣僚委員会であることは、条約 人権裁判所による条約違反の認定判決を被告国が遵守する義務 Resolutions DH (84) 7 and 8 of December 1984, and DH
- 権利侵害を受けた被害者個人の救済との関係については、本章の 小括において検討する予定である。
- (E) Ibid., paras. 14-17. ries A, no. 75, paras. 8-10 Case of Luberti v. Italy, judgment of 23 February 1984, Se-

55 Ibid., para. 22.

56

Ibid., para. 14.

- 57 Ibid., paras. 32-37.
- 58 Ibid., para. 39.
- 59 Ibid., para. 40.
- $\widehat{61}$ Ibid., para. 41.

Ibid., para 42

 $\widehat{60}$ 

See, Ibid., paras. 16, 33-34 and 36

(大学院博士課程社会科学研究科)

ヨーロッパ人権裁判所による「公正な満足」としての宣言的判決の付与(二)(米倉)